

# 農作物を販売する場合

## ① JA等に販売を委託する場合(農協特例)

組合員である生産者の農産物をJA等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

### ■ 農協特例が適用される取引の例



## ② JAファーマーズマーケットで委託販売する場合(媒介者交付特例)

ファーマーズマーケットでの委託販売は無条件委託方式および共同計算ではないため農協特例は適用されませんが、出荷者が適格請求書発行事業者の場合はJAが出荷者に代わりインボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

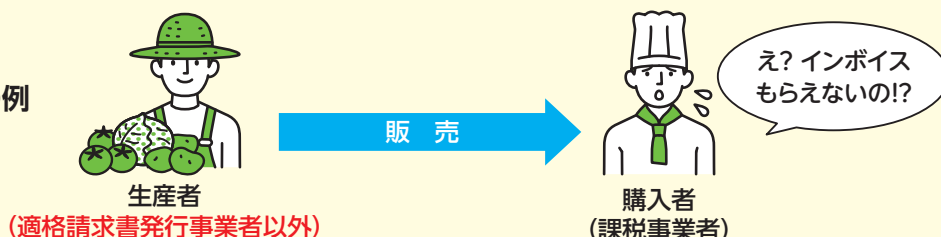
### ■ 媒介者交付特例が適用される取引の例



## ③ 業者等に直接販売をする場合

JA等を通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合には、先方よりインボイスの発行を求められる可能性があります。適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができませんので、難色を示される可能性があります。

### ■ 直接販売先である業者からインボイスを求められる取引の例

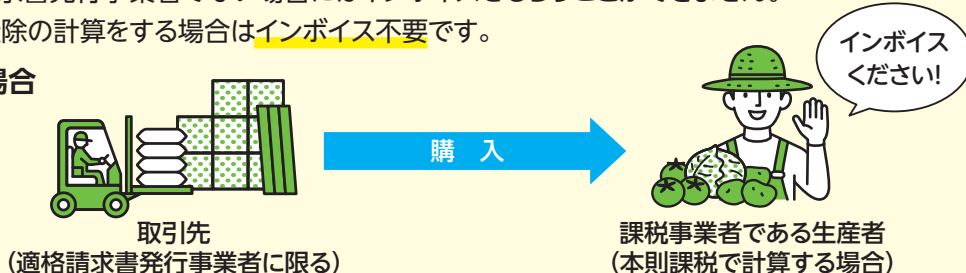


# 農業用資材や農機等を購入する場合

課税事業者である生産者の方が農業に関するさまざまな支出をし、それらを消費税の計算で仕入税額控除の対象とするためには、取引先が発行したインボイスを受領する必要があります。必ず先方にインボイスの発行を求めてください。ただし、その相手が適格請求書発行事業者でない場合にはインボイスをもらうことができません。

なお、簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合はインボイス不要です。

### ■ 生産者が仕入れる立場の場合



## よくある質問

**Q1** 令和5年10月1日の段階で課税事業者であれば自動的に適格請求書発行事業者になるのでしょうか。

**A1** 課税事業者であっても、事業者登録番号の交付申請手続きが必要です。

**Q2** 適格請求書発行事業者になった場合、販売時には必ずインボイスを発行しなければいけないのでしょうか。

**A2** 適格請求書発行事業者は、課税事業者である購入者から要求された場合のみ、インボイスの発行が義務になります。なお、以下の場合にはインボイスの発行は不要です。

- 購入者が業者でない場合
- 購入者が免税事業者である場合
- 購入者が課税事業者であるがインボイスの発行を求めてこない場合

ただし、これらは販売時には判別できないため、適格請求書発行事業者はインボイスの発行ができる体制を整えておく必要があります。

**Q3** 簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合も、インボイスが必要なのでしょうか。

**A3** 仕入税額控除をする際にインボイスが必要となるのは本則課税で計算する場合のみです。簡易課税で計算する場合にはインボイスは不要です。

**Q4** 適格請求書発行事業者は簡易課税を選択すると、インボイスを発行できなくなるのでしょうか。

**A4** 簡易課税を選択しても、適格請求書発行事業者はインボイスを発行することができます。

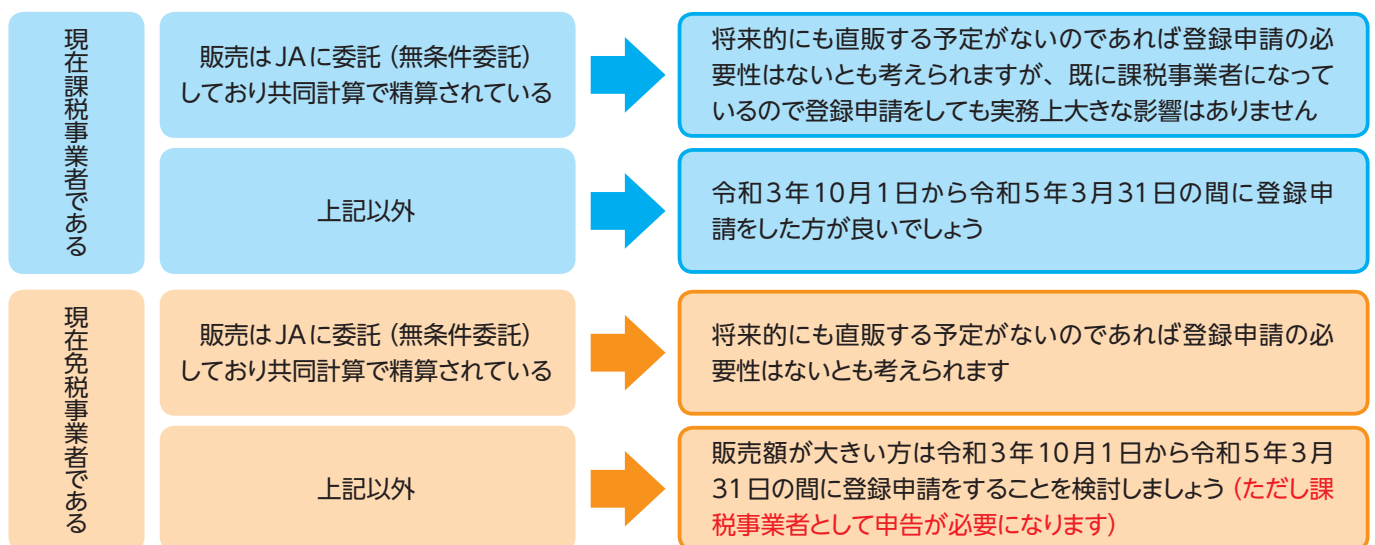
**Q5** 免税事業者で適格請求書発行事業者になることは考えていませんが、何か不利益はあるのでしょうか。

**A5** インボイス制度のもとでは、買い手は適格請求書発行事業者以外の事業者との取引について仕入税額控除ができなくなりますので、免税事業者のままだと取引を敬遠されたり、価格等の条件面で不利になる可能性があります。ただし、販売先が消費者のみの場合やJAの委託販売を利用して農協特例の適用を受ける場合等はインボイス不要となりますので、将来的にどのような販路で農産物を販売したいのかよく検討したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかの判断が必要になります（下記『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。

**Q6** 農事組合法人にはどのような影響があるのでしょうか。

**A6** 農事組合法人は、免税事業者である組員・取引先との間で、従事分量配当、作業委託、種苗等の購入、農機の借り入れ等のさまざまな取引がありますが、免税事業者はインボイスを発行できないため、農事組合法人側において仕入税額控除ができなくなります。農事組合法人の財務への影響を試算し、法人の運営について検討する必要があります。

## 【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと



※ JAへの販売委託とそれ以外が混在する場合はJAにご相談ください

※ ファーマーズマーケットに出荷されている方および繁殖農家の方に対しては別途整理をしています。詳細はJAへお問い合わせください